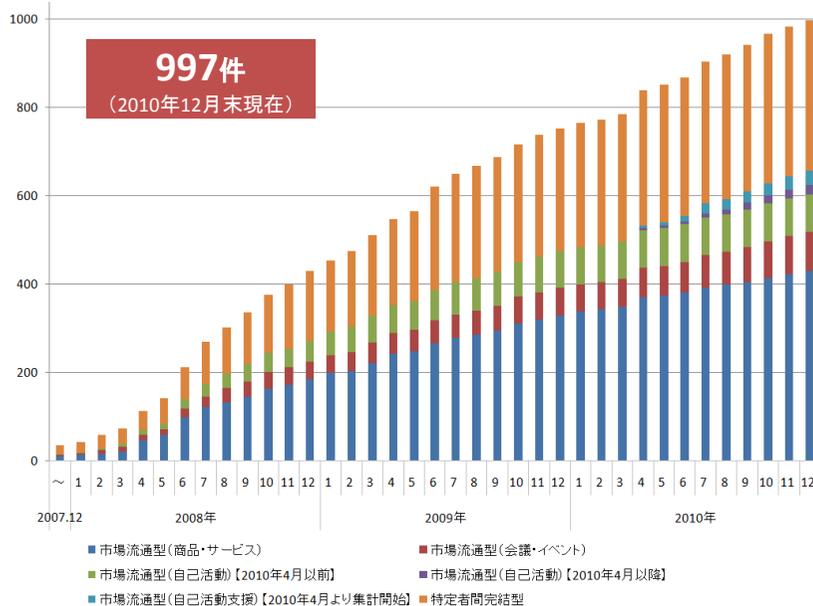


1-5 カーボン・オフセットの取組の普及状況

日本のカーボン・オフセット取組状況① 件数

- カーボン・オフセットの取組は一定の増加傾向にある。
- カーボン・オフセット認証制度への申請数はそのうちのごく一部。
- 民間や地方公共団体によるカーボン・オフセットへの取組みは限定的。

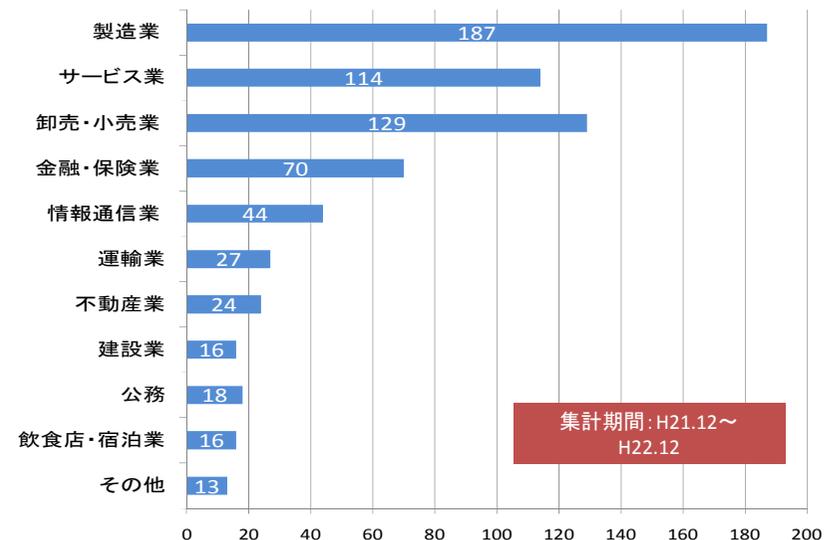
○カーボン・オフセット取組状況



○区分別取組事例数 と 認証件数の比較

オフセット区分	国内事例件数(約)	認証件数	割合(認証/事例)
I-1 商品・サービス	420件	40件	9.5%
I-2 会議・イベント	90件	7件	7.7%
I-3 自己活動	100件	4件	4%
II 自己活動支援	30件	9件	30%

○業種別取組み件数



○地方公共団体のカーボン・オフセット取組状況

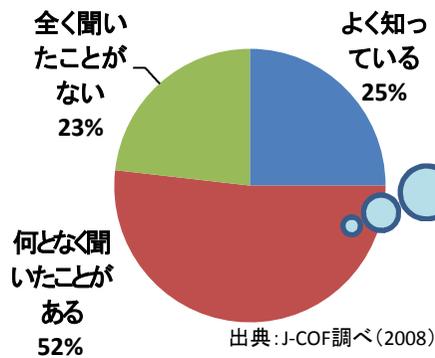
クレジット制度への取組は多数
(スライド37 関連制度・施策例①参照)

一方で、カーボン・オフセット認証制度への
申請は2件にとどまる。

日本のカーボン・オフセット取組状況② 消費者・事業者の関心

- 環境をテーマとするイベント参加者の中でも、消費者・事業者の認知度は「何となく聞いたことがある」というイメージが半数を占める。
- 企業において求める施策として、第1位に「相談支援」、第2位に「事例紹介」が挙げられており、具体的なカーボン・オフセットに取り組む方法についての理解を深めていくことが必要。

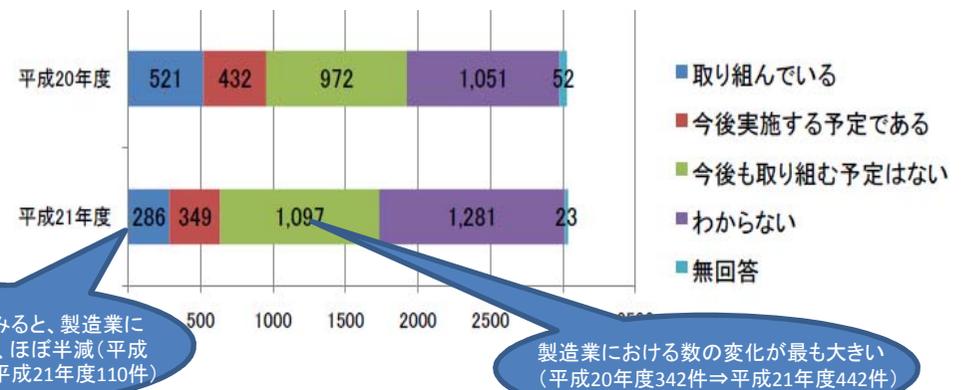
○カーボン・オフセットを知っていますか？



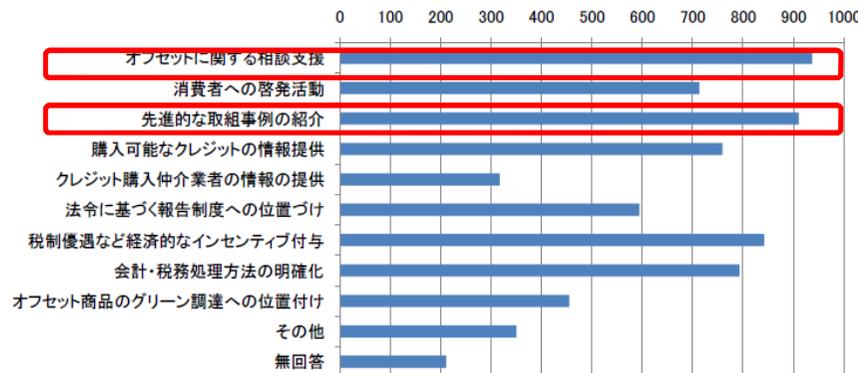
環境にやさしい生活をテーマとするイベントにおけるアンケート結果。一般的な認知度は更に低くになると考えられる。

○企業のカーボン・オフセット取組状況

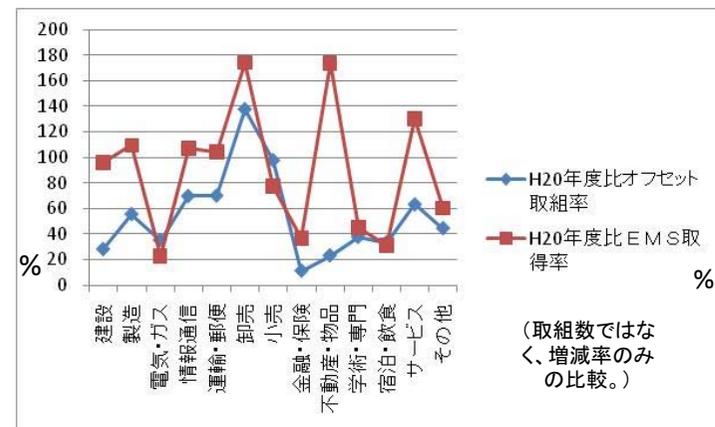
出典: 環境にやさしい企業行動調査(環境省)



○今後オフセットの取組を行うにあたり、行政に望む支援



○前年度比オフセットの取組増減率とEMS取得増減率(業種別)

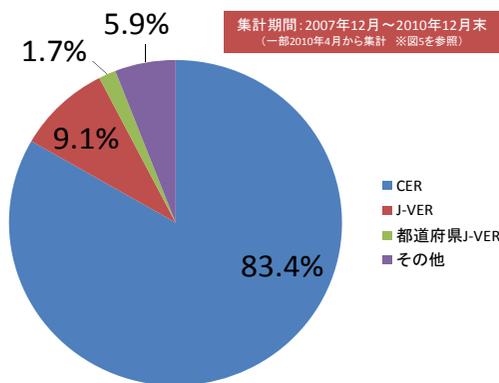


出典: 環境にやさしい企業行動調査(環境省)

日本のカーボン・オフセット取組状況③ クレジット種類と取引

- オフセットに用いられる市場流通クレジットの主流は依然CER。
- J-VERは認証量に対して、取引量は限定的。
- カーボン・オフセットするにあたって、消費者の関心は、クレジット費用の管理と、投資先プロジェクトの状況。

○カーボン・オフセットに利用されるクレジット種類



考える要因:
 ・9月に第1回Carbon Expoの開催
 ・11月前後に生物多様性条約国会議オフセットの実施(約3千トンのJ-VERを使用)
 ⇒トレンド・要因把握のためには、より長期のデータ分析が必要

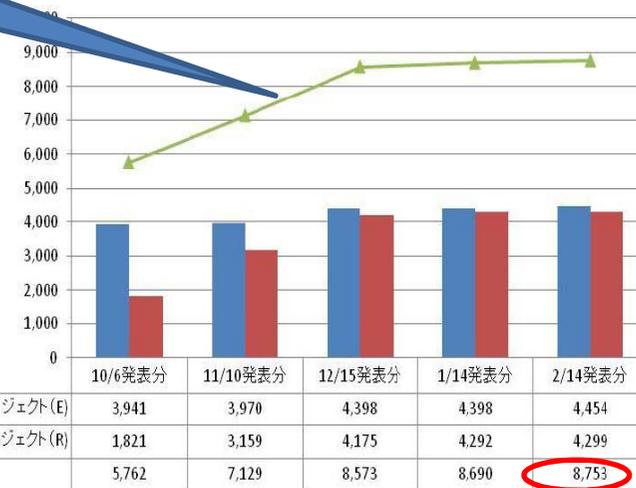
削減系クレジットのうち、2011年1月までに取引報告があったのはすべてバイオマス系方法論に基づく。

○J-VER認証量: 41,732 t-CO2

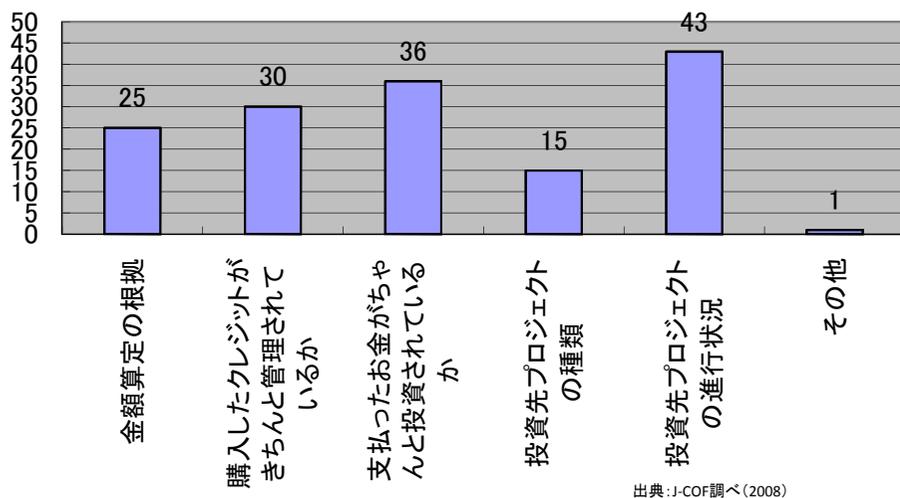
集計期間: H22.4~H23.2

(高知県試行事業(プロジェクトno.0000)及び都道府県J-VERを除いた2011年2月末時点のデータ)

○J-VER売買契約成立分の合計値(取引量)
(2011年1月時点: 都道府県J-VERを除く)



○オフセットの取組みに費用を払う場合、気になる情報は?



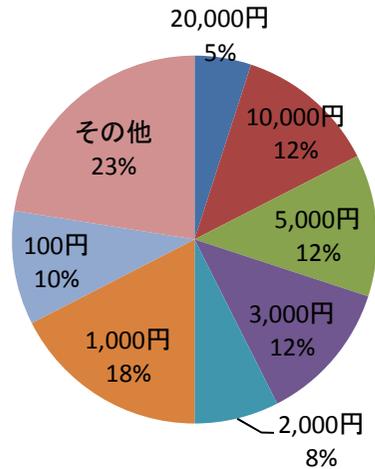
→ J-VER合計取引量8,753 t-CO2:
認証量合計の、約20%にとどまる

出典: J-COF調べ(2010)

日本のカーボン・オフセット取組状況④ クレジット価格状況

- J-VERは京都クレジットに対して比較的高価。特に森林吸収系クレジットに顕著。
- 消費者のオフセットに対して支払ってもよいと思う費用と、J-VER価格のバランスには乖離がある。

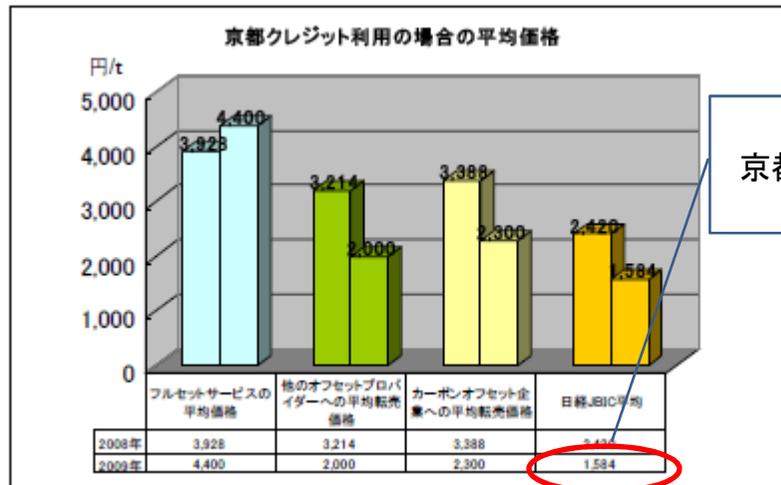
○オフセットの取組みにどれくらいの費用なら払うか？



需要サイドに、プロジェクト種類による嗜好がどの程度あるのか、今後データを収集していく。

出典: J-COF調べ(2008)

○京都クレジットの、カーボン・オフセットの為の販売価格

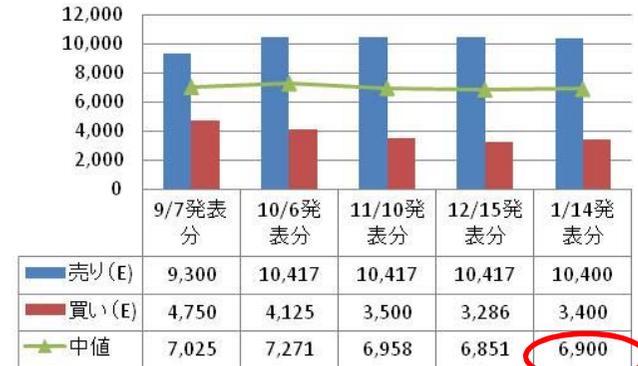


2009年の京都クレジット平均価格 1,584円

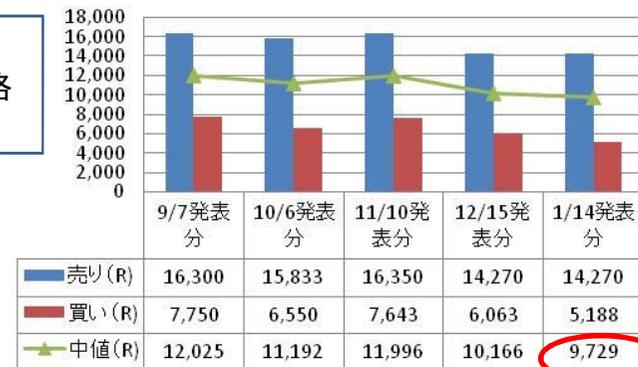
出典: JBIC調べ(2010)

○ J-VER取引参考気配の調査と価格の傾向(一部の事業者からのヒアリングに基づく、2010年度の値)

1. 排出削減系J-VER (E)



2. 森林吸収系J-VER (R)



出典: J-COF調べ(2010)

日本のカーボン・オフセット取組状況⑤ 今後のポテンシャル

- カーボン・オフセット認証制度による認証件数増加のポテンシャルは高い。
- 市場流通クレジットを用いたオフセットの取組増加のポテンシャルは高い。
- 京都議定書の削減約束と比較してみると、オフセット量は極めて小さい。

○区分別取組事例数 と 認証件数の比較

区分	事例件数(約)	認証件数	割合
市場流通型	640	60	9.4%
特定者間完結型	360	—	

市場流通クレジットを用いたオフセットの取組のうち、認証制度に申請しているのは10%未満

○カーボン・オフセット認証制度1件当たり平均的なオフセット量（全区分平均オフセット量：約410t）

①仮にこれまでのすべての取組みが同じ量オフセットしたとしたら・・・

オフセット区分	認証案件 平均オフセット量(約)	全国事例件数(約)
I-1 商品・サービス	450t-CO2	420件
I-2 会議・イベント	150t-CO2	90件
I-3 自己活動	795t-CO2	100件
II 自己活動支援	240t-CO2	30件

×
=
①約28万9200t-CO2

②仮に、特定者間のオフセットの取組が、すべて市場流通クレジットを用いてオフセットされたとしたら・・・

×
=
②約14万7600 t-CO2

○京都議定書における-6%の削減約束のうち、京都メカニズムでの確保分1.6%(約2,020万t-CO2)との比較

約43万6,800 t-CO2 (① + ②) は 2,020万t-CO2 の 約2.2%

Ⅱ 海外における取組の現状 Outline

Ⅱ-1 海外の類似制度例一覧

Ⅱ-2 カーボン・オフセットの認証等の制度例

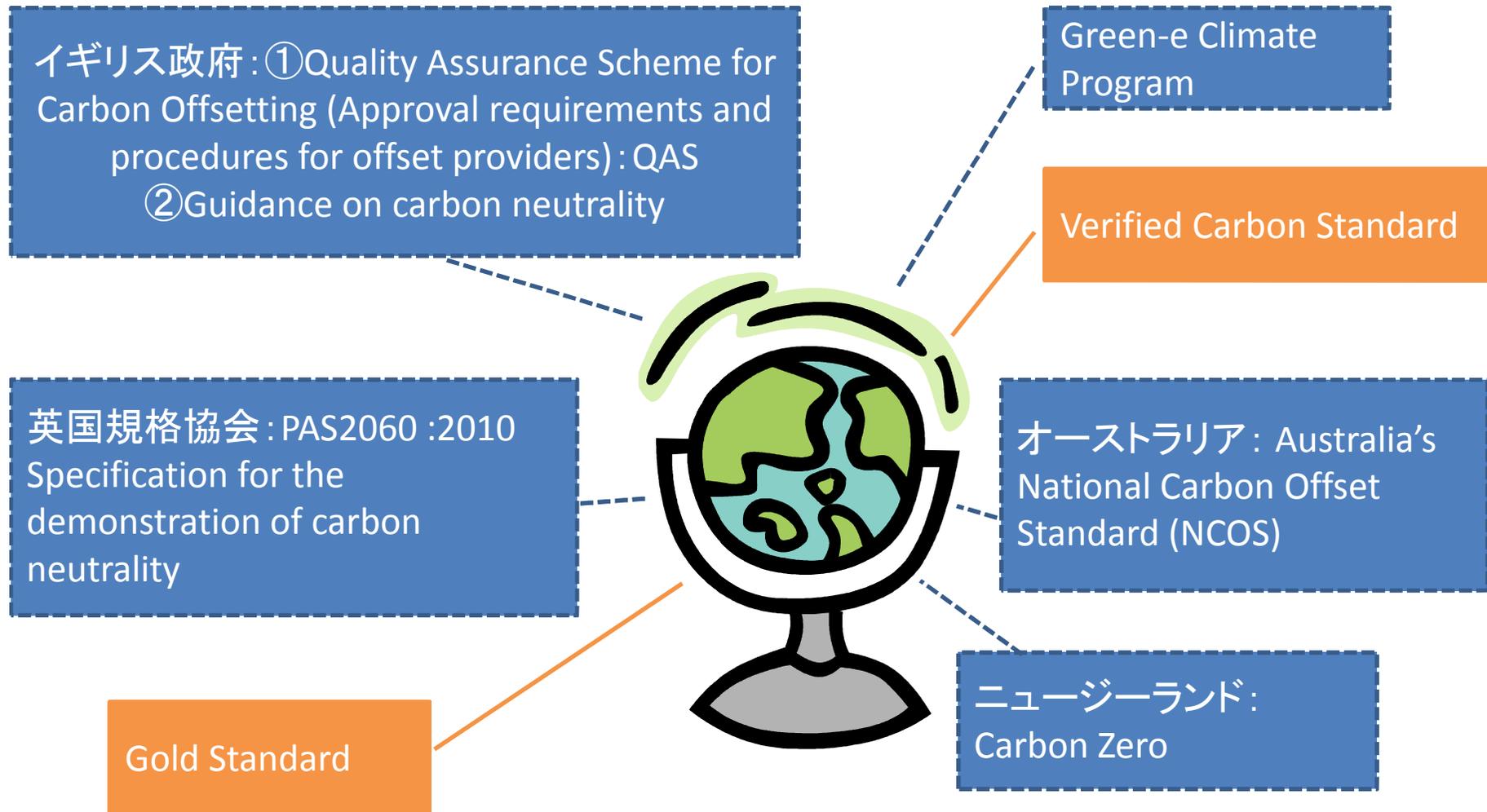
Ⅱ-3 カーボン・クレジットの認証等の制度例

Ⅱ-4 普及の状況

Ⅱ-1 海外の類似制度例

カーボン・オフセット等認証制度

カーボン・クレジット等認証制度



上記の他、State of the Voluntary Carbon Markets 2010では少なくとも16のカーボン・オフセット関連制度が紹介されている。

Ⅱ-2 カーボン・オフセットの認証等の制度例

ニュージーランド: Carbon Zero

	Carbon Zero Certification	CEMARS Certification (ニュージーランド以外の企業も対象)
開始年	2001年(制度の開始)	
種類	第三者認証制度 (制度事務局はLandcare Research New Zealand Limitedという国有会社)	
対象活動	個人の活動、事業者活動(商品、サービス)、イベントにおけるカーボン・マネジメント、またはカーボン・ニュートラルの取組み	事業者によるカーボン・マネジメント
排出量算定ルール	ISO14064に準拠。ツールとガイドラインを政府から提供。個人の活動、小規模事業者、イベントについてはカリキュレーターあり。	ISO14064-1に準拠。ツールとガイドラインを政府から提供。
削減努力	個人、事業者、イベントの対象ごとに具体的なオプションを提示。事業者は削減計画を策定。	環境(削減)計画の策定
クレジット	京都クレジットもVERも認めているが、プロジェクトごとに品質の審査を行う。	NA(カーボン・マネジメントのみの制度)
ラベリング		

イギリス政府 : Quality Assurance Scheme (QAS)

	Quality Assurance Scheme for Carbon Offsetting (Approval requirements and procedures for offset providers) : QAS
開始年	2009年(基準の発行)
種類	第三者認証制度(制度事務局は政府より委託を受けたAEAGroup plc. という民間会社)
対象活動	プロバイダーが提供するカーボン・オフセット商品等(個人の活動、事業者活動、イベントにおけるオフセット商品も含みうる)
排出量算定ルール	一定の方針と、排出係数を政府から提供。政府策定のAct on CO2(個人向け排出量算定ルール・計算ツールの使用可。
削減努力	消費者に対する情報提供項目のひとつとして、排出削減の重要性を説明し、具体的な削減方法を提示することを義務付け。定量評価までは求めてない。
クレジット	・CER、ERU、EUA(フェーズII)のみ使用可能。(VERは今後検討)
ラベリング	 <small>direct.gov.uk/offsetting</small>

イギリス政府：Guidance on carbon neutrality

	Guidance on carbon neutrality
開始年	2009年（指針の発表）
種類	指針
対象活動	カーボン・ニュートラルの取組 （事業活動、地方政府の活動、イベント、商品・サービス等、いずれも対象）
排出量算定 ルール	Guidance on carbon neutrality, the Government's 'Guidance on how to measure and report your greenhouse gas emissions', PAS2050, ISO14040, ISO14064, Act on CO2 calculator 等
削減努力	・活動例を提示 ・総量あるいは原単位における定量評価もオプションとして提示
クレジット	京都クレジットに加え、VERの使用も許容（VCS、Gold Standardに言及）
ラベリング	特に無し

英国規格協会 : PAS2060

	PAS2060 :2010 Specification for the demonstration of carbon neutrality
開始年	2010(基準の発表)年
種類	基準。それに対する確認の種類は、以下3パターンを想定 a) 独立第三者機関による認証 b) 第三者による審査 c) 自己宣言
対象活動	カーボン・ニュートラルの取組 (事業活動、地方政府の活動、イベント、商品・サービス等、いずれも対象)
排出量算定ルール	ISO14064, WBCSD/WRI GHG Protocol, UK DEFRA/DECC Guidance, PAS2050等、複数のガイドラインから選択することを認める。
削減努力	・カーボン・ニュートラル宣言以前の最大3年間での継続的削減を考慮に入れる ・総量あるいは原単位における定量評価に基づく削減の実施は必須
クレジット	CDM (CER), JI (ERU), EUA , Gold Standard,のクレジット , Voluntary Carbon Standardのクレジット
ラベリング	特に無し

オーストラリア：National Carbon Offset Standard (NCOS)

	Australia's National Carbon Offset Standard (NCOS)
開始年	2010(基準の発表)年
種類	第三者認証制度 (制度事務局はLow Carbon Australiaという政府出資会社)
対象活動	カーボン・オフセット及びニュートラルの取組 (事業活動、地方政府の活動、イベント、商品・サービス等、いずれも対象)
排出量算定 ルール	ISO 14064、ISO 14040、the GHG Protocol、および the National Greenhouse and Energy Reporting Act 2007等と言及。これら複数ガイドラインから選択可能。
削減努力	排出削減措置及び削減数量値を盛り込んだGHG管理計画の策定を義務付け。
クレジット	京都クレジットだけでなく、VERの使用も許容するが、VER制度として満たすべき基準を明示。
ラベリング	

Green-e Climate Program

	Green-e Climate Program
開始年	2008年
種類	第三者認証制度 (制度事務局は、Center for Resource Solutionsという非営利団体)
対象活動	削減・吸収量(クレジット)の販売
排出量算定 ルール	(個々の商品等の算定を認証するわけではないが、クレジットとともにカリキュレーターによって排出量情報を提供する場合)排出係数、活動量等算定方法について、米国環境庁等政府系組織、WRIのGHGProtocol等言及
削減努力	—
クレジット	京都クレジットのほか、VER(VCS、GS、Green-e電力証書、CAR)の使用も許容するが、方法論を限定している。
ラベリング	